

2024年12月27日

各位

手形・小切手に関連するサービスの見直しについて

株式会社 山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記のとおり、手形帳・小切手帳の新規発行を終了するとともに、サービス内容を見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

当行では、今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 手形帳・小切手帳などの発行受付終了について

実施日：2026年3月31日（火）

内容：2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化を見据え、手形帳、小切手帳の発行受付を終了します。

対象：約束手形帳（連続手形用紙含む）、為替手形帳、小切手帳、自己宛小切手

※ 発行受付終了時点で保有されている手形帳・小切手帳は、同日以降も引き続きご利用いただけます

2. サービスの改定について

(1) 「当座預金払戻請求書」の新設

実施（使用開始）予定日：2025年2月3日（月）

内容：小切手に代わる当座預金の払戻証票として「当座預金払戻請求書」を新設いたします。

仕様	「当座預金払戻請求書」と「お客さま控」を1組とした、1冊50組綴り
発行手数料	2,200円/冊（税込）
使用方法	「当座預金払戻請求書」に必要事項をご記入・押印のうえ、「当座預金払戻請求書綴り」ごと口座開設店にご呈示ください。

※ 使用開始日、および当座勘定規定の改定につきましては、別途ご案内いたします。

※ 当行所定の本人確認資料の提示等をお願いする場合があります。

※ 取扱いは口座開設本人のみに限定し、第三者に交付・譲渡はできません。

(2) 手形帳・小切手帳発行手数料の改定

実施日：2025年4月1日（火）

改定内容：

(税込：円)

種類	改定後	改定前
小切手帳	11,000	5,500
約束手形帳・為替手形帳	11,000	5,500

以上

参考：「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」について

1. 背景

政府は、2021年6月に「5年後の約束手形の利用の廃止、小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを促進する」ことを閣議決定しました。

当行は、政府方針を踏まえ「2026年度末までに手形・小切手の取扱枚数をゼロにする」ことを目標に定め、以下のとおり電子的決済サービスの提供ならびに利便性向上に努めております。

2. 代替サービス等について

【手形・小切手に代わる電子的決済サービス】

名称	サービス内容
法人インターネットバンキング「ネットEB」	各種照会、振替・振込、一括伝送サービスほか
でんさいサービス	「でんさいネット」を活用した手形に代わる決済サービス

※ 商品およびサービスの詳細につきましては、当行ホームページをご参照ください。

【電子的決済サービスのメリット】

事務手続の省力化	手形等の現物管理、署名、押印、授受（郵送）等の事務負荷の軽減
リスク低減	盗難・紛失等の現物紛失リスクの低減
コスト削減	印紙税、郵送料、用紙代、各種手数料の削減

3. 手形帳・小切手帳の発行受付終了後の取り扱い

当座預金からのお引出しにつきましては、新設する「当座預金払戻請求書」によるほか、「やまぎんネットEB」によるお振込・お振替、「でんさいサービス」による決済等でご対応いただきますようお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 広報室
TEL 023-623-1221（代表）
【受付時間】9：00～17：00